

全国学力・学習状況調査「きめ細かい調査」における調査結果の取扱いに関するアンケート調査結果

H24.9

調査概要

- 調査対象：全都道府県教育委員会（47）、全市町村教育委員会（1769）
- 調査時点：平成 24 年 6 月～7 月
- 調査内容：
 1. きめ細かい調査における調査結果の公表に関する取扱い
 - ①市町村・学校の「教科に関する調査」と「質問紙調査（児童生徒質問紙調査／学校質問紙調査）」の結果の取扱いを同一とするか否かについて
 - ②都道府県教育委員会における域内の市町村の結果の取扱いについて
 - ③当該教育委員会が設置管理する学校の結果の取扱いについて
 - ④都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校の結果の取扱いについて
 - ⑤その他結果の公表に関する意見
 2. きめ細かい調査の調査結果に係る情報公開に関する対応
 - 情報公開に関する対応を実施要領で定めることについて

調査結果

※回答の割合は四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合がある。

1. きめ細かい調査における調査結果の公表に関する取扱い

- ① 市町村・学校の「教科に関する調査」と「質問紙調査（児童生徒質問紙調査／学校質問紙調査）」の結果の取扱いを同一とするか否かについて

	都道府県	市町村
●従来どおり同一の取扱いがよい	43 (91%)	1,566 (89%)
●教科に関する調査、質問紙調査で取扱いが異なってもよい	4 (9%)	203 (11%)

② 都道府県教育委員会における域内の市町村の結果の取扱いについて

(教科に関する調査／児童生徒質問紙調査／学校質問紙調査別に回答)

【都道府県】

	教科	児童生徒質問紙	学校質問紙
●従来どおり個々の市町村名を明らかにした公表を行わず、市町村教育委員会の判断に委ねることとしたままがよい	39 (83%)	38 (81%)	38 (81%)
●事前に市町村教育委員会の同意を得れば、都道府県教育委員会も公表できるようにすべき	2 (4%)	3 (6%)	3 (6%)
●事前に市町村教育委員会の同意が得られなくても、都道府県教育委員会が公表できるようにすべき	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
●その他	6 (13%)	6 (13%)	6 (13%)

【市町村】

	教科	児童生徒質問紙	学校質問紙
●従来どおり個々の市町村名を明らかにした公表を行わず、市町村教育委員会の判断に委ねることとしたままがよい	1,667 (94%)	1,599 (90%)	1,603 (91%)
●事前に市町村教育委員会の同意を得れば、都道府県教育委員会も公表できるようにしても差し支えない	81 (5%)	140 (8%)	135 (8%)
●事前に市町村教育委員会の同意が得られなくても、都道府県教育委員会が公表できるようにしても差し支えない	15 (1%)	26 (1%)	27 (2%)
●その他	6 (0.3%)	4 (0.2%)	4 (0.2%)

(「その他」の主な内容)

- ・都道府県や市町村によって取扱いが異なるように、国で取扱いを明示してほしい。
- ・市町村内に小学校、中学校が1校しかなく、市町村の結果を公表すると、個別の学校の結果を公表したと同様になる場合がある。

③ 当該教育委員会が設置管理する学校の結果の取扱いについて

(教科に関する調査／児童生徒質問紙調査／学校質問紙調査別に回答)

【都道府県】

	教科	児童生徒質問紙	学校質問紙
●従来どおり個々の学校名を明らかにした公表を行わず、学校の判断に委ねることとしたままがよい	44 (94%)	44 (94%)	44 (94%)
●事前に学校の同意を得れば、設置管理者である教育委員会も公表できるようにすべき	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
●事前に学校の同意が得られなくても、設置管理者である教育委員会が公表できるようにすべき	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
●その他	3 (6%)	3 (6%)	3 (6%)

【市町村】

	教科	児童生徒質問紙	学校質問紙
●従来どおり個々の学校名を明らかにした公表を行わず、学校の判断に委ねることとしたままがよい	1,626 (92%)	1,575 (89%)	1,581 (89%)
●事前に学校の同意を得れば、設置管理者である教育委員会も公表できるようにすべき	88 (5%)	128 (7%)	124 (7%)
●事前に学校の同意が得られなくても、設置管理者である教育委員会が公表できるようにすべき	38 (2%)	52 (3%)	51 (3%)
●その他	17 (1%)	14 (1%)	13 (1%)

(「その他」の主な内容)

- ・学校の結果の公表は、学校の判断に委ねるのではなく、設置管理者である教育委員会の判断とすべき。
- ・都道府県や市町村によって取扱いが異ならないように、国で取扱いを明示してほしい。

④ 都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校の結果の取扱いについて

(教科に関する調査／児童生徒質問紙調査／学校質問紙調査別に回答)

【都道府県】

	教科	児童生徒質問紙	学校質問紙
●従来どおり個々の学校名を明らかにした公表を行わず、学校の判断に委ねることとしたまがよい	46 (98%)	46 (98%)	46 (98%)
●事前に学校または市町村教育委員会の同意を得れば、都道府県教育委員会も公表できるようにすべき	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
●事前に学校または市町村教育委員会の同意が得られなくても、都道府県教育委員会が公表できるようにすべき	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
●その他	1 (2%)	1 (2%)	1 (2%)

【市町村】

	教科	児童生徒質問紙	学校質問紙
●従来どおり個々の学校名を明らかにした公表を行わず、学校の判断に委ねることとしたまがよい	1,663 (94%)	1,607 (91%)	1,611 (91%)
●事前に学校または市町村教育委員会の同意を得れば、都道府県教育委員会も公表できるようにしても差し支えない	84 (5%)	131 (7%)	127 (7%)
●事前に学校または市町村教育委員会の同意が得られなくても、都道府県教育委員会が公表できるようにしても差し支えない	7 (0.4%)	18 (1%)	18 (1%)
●その他	15 (1%)	13 (1%)	13 (1%)

(「その他」の主な内容)

- ・学校の結果の公表は、学校の判断に委ねるのではなく、設置管理者である教育委員会の判断とすべき。
- ・都道府県や市町村によって取扱いが異なるように、国で取扱いを明示してほしい。

⑤ その他結果の公表に関する意見（自由記述）

- ・19～21年度の悉皆調査時と同様の対応とすべき。
- ・市町村によっては対象となる学校が1校しかなく、市町村の結果を公表することで学校の結果が明らかになるところもある。また、小規模校では学校の結果を公表することで、児童生徒の結果が特定されるおそれがあり、市町村や学校の結果の公表については慎重に対応すべき。
- ・都道府県別の結果の公表だけでも安易な序列化が行われる傾向があり、慎重な対応が必要。
- ・調査結果の公表の判断は設置管理者である教育委員会の判断に委ねるべき。
- ・説明責任を果たすという観点から、市町村や学校は自ら結果を公表すべきと考えるが、学校ごとの結果を一律に公表することは序列化のおそれがあり適当でない。
- ・学校教育活動には学力調査では測れないものもあるが、結果を公表することで数値だけが独り歩きしてしまい、学校等における教育活動に支障を来すおそれがある。
- ・地域全体で子どもを育てるという観点から、市町村や学校が自主的に結果を公表していくべき。
- ・公表しなくても教育施策や指導改善に生かすことはできる。
- ・結果を公表することによって、地域や保護者が協力的になり、学校でも学力向上の取組が充実したという効果も見られた。

2. きめ細かい調査の調査結果に係る情報公開に関する対応

○ 情報公開に関する対応を実施要領で定めることについて

（従来は、i）文部科学省は公表する内容以外は不開示、ii）教育委員会等ではそれを参考に適切に対応することを実施要領に定めている。）

	都道府県	市町村
●従来どおり実施要領に対応を明示すべき	44 (94%)	1,684 (95%)
●実施要領では情報公開に言及せず、基本的には教育委員会等に任せるべき	0 (0%)	83 (5%)
●その他	3 (6%)	2 (0.1%)

（「その他」の主な内容）

- ・情報公開に関する国の考え方を明示することは重要。

<参考>

過去の調査結果に関する市町村教育委員会における当該市町村の結果の公表状況

① 市町村教育委員会における 19～22 年度調査の当該市町村の結果の公表について

	市町村
●公表したことがある	720 (41%)
●公表したことはないが、24 年度調査の結果は公表する予定である	14 (1%)
●公表したことはなく、24 年度調査結果も公表する予定はない (24 年度調査の結果の公表について検討中の場合を含む)	1,035 (59%)

(②は、①で「公表したことがある」と回答した市町村のみ回答)

② 市町村の結果を公表したときの対応

※回答割合は、特に記載のない限り、「公表したことがある」と回答した市町村における割合

◇公表方法

(複数回答)

●Web ページに掲載	288 (40%)
●広報誌等に掲載	241 (33%)
●会議やシンポジウム等で公表	411 (57%)
●その他	125 (17%)

(「その他」の主な内容)

- ・教育委員会や議会で公表
- ・報告書やリーフレットを作成
- ・学校だより等で保護者に公表

◇結果の取扱いに関して行った配慮

(複数回答)

●学力の特定の一部分であることなどを明示した	508 (71%)
●教育活動の取組状況、今後の改善方策等を示した	597 (83%)
●その他	34 (5%)

(「その他」の主な内容)

- ・調査の目的を明示。
- ・学力だけでなく、生活習慣等の状況も分析し、保護者への協力を求める内容を記載。
- ・調査結果を踏まえた取組(教職員配置、研修への支援、指導資料の作成など)を周知。

◇数値の公表

●数値を含めて公表したことがある	447 (62%)										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"><公表した数値の内容> (複数回答)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・教科ごとの平均正答率(数)</td> <td>362 (81%)</td> </tr> <tr> <td>・教科の領域や設問ごとの(平均)正答率(数)</td> <td>166 (37%)</td> </tr> <tr> <td>・質問紙の設問ごとの割合</td> <td>210 (47%)</td> </tr> <tr> <td>・その他(一部の設問・項目のみ公表。無解答率など)</td> <td>58 (13%)</td> </tr> </tbody> </table>		<公表した数値の内容> (複数回答)		・教科ごとの平均正答率(数)	362 (81%)	・教科の領域や設問ごとの(平均)正答率(数)	166 (37%)	・質問紙の設問ごとの割合	210 (47%)	・その他(一部の設問・項目のみ公表。無解答率など)	58 (13%)
<公表した数値の内容> (複数回答)											
・教科ごとの平均正答率(数)	362 (81%)										
・教科の領域や設問ごとの(平均)正答率(数)	166 (37%)										
・質問紙の設問ごとの割合	210 (47%)										
・その他(一部の設問・項目のみ公表。無解答率など)	58 (13%)										
●数値を公表したことはない	273 (38%)										